

第 2 7 回世田谷区農業委員会総会

日：令和 4 年10月31日（月）

場所：世田谷区役所第 2 庁舎第 4 委員会室

第27回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和4年10月31日（月）午後3時から

開催場所：世田谷区役所第2庁舎第4委員会室

出席の委員：会長 穴戸幸男、会長職務代理者 高橋昌規、志村秀典、植松智、石井勝、石井朝康、三田浩司、加々美栄一、野島秀雄、宮川喜久、橋本正志、大塚信美、荻部嘉也、細井誠一、岩本敏行、海老澤健、本澤絢子、いたいひとし、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：鈴木利彰

出席の職員：事務長 黒岩さや香、事務次長 荒井広司、主事 岡田英朗、主事 関智秋

会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について 【該当無し】
 - ・農地法第5条について 【該当無し】
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 - ・特定農地貸付法に基づく承認申請について
5. 協議事項
 - (1) 令和4年12月の総会日程(案)について
 - (2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
 - (3) 一般社団法人東京都農業会議『農業功労者表彰』候補者の推薦について
6. 報告事項
 - (1) ふれあい農園「みかん狩り」「家族で楽しむ花の寄せ植えづくり」
「大根の引っこ抜き」「冬野菜の収穫」の開催について
 - (2) 都内産農産物の放射能検査について
 - (3) 農業資材・肥料高騰対策補助金について
 - (4) 食と農セミナーの開催について
 - (5) 第130回世田谷の花展覧会・第50回世田谷区農業祭の開催について
 - (6) 農地管理推進月間を終えて
7. その他
8. 閉 会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻の少し前ではございますが、全員おそろいのようなので、ただいまより第27回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(配布資料確認)

それでは、次第2の会長挨拶から進めていただきます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長 (会長挨拶)

それでは、議事に入る前に、本日は鈴木利彰委員が欠席となっておりますが、過半数の出席でございますので、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、三田浩司委員、加々美栄一委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入りたいと思います。(1)第1号議案農地法に基づく許可申請についてを上程いたします。

農地法第3条が2件ございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から説明をさせていただきます。

農地法第3条は、農地の所有権等を取得する際の、農業委員会の許可を受けるための申請手続となります。農業委員会の皆様にご審議をいただき、許可を得る必要があるということが第3条第1項の条文に定められてございます。

それでは、案件を読み上げてまいります。資料No.1-1、農地法第3条に基づく許可申請について。

(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました植松智委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○植松委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

許可することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、許可させていただきます。

次に、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.1-2をご覧ください。農地法第3条に基づく許可申請について。

(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました野島秀雄委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○野島委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、許可することいたします。

以上で、第1号議案農地法第3条に基づく許可申請についての審議は終わります。

それでは、続きまして、(3)の第3号議案その他の事項について、上程いたします。

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願が1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が9件、特定農地貸付法に基づく承認申請が2件ございます。

それでは、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願から審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それではまず、この証明願について簡単に説明をさせていただきます。生産緑地には、農業施設以外への転用には制限がありますが、その制限は、区に生産緑地の買取り申出を提出し、都及び区が買い取らない場合、関係者へのあっせんが不調に終わった場合に、申出から3か月が経過すると解除されます。その買取り申出ができるのは、生産緑地指定の告示日から30年が経過した場合、主たる従事者が死亡するか農業に従事することが不可能となった場合となるのですが、この主たる従事者の死亡または農業従事不可となった際の買取り申出をする際に、農業委員会の発行する主たる従事者証明が必要となりま

す。所管の農業委員が農地調査を行い、死亡または故障した従事者が主たる従事者であったことを確認いただいております。

それでは、お手元の資料No.2をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○加々美委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議を終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。

1件目ですが、農業委員である〇〇委員からの証明願になっております。農業委員会等に関する法律第31条第1項農業委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないという規定がございます。本件の審議中は〇〇委員には退席していただきますので、お願いいたします。

[〇〇委員 退席]

○宍戸会長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました野島秀雄委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○野島委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について意見等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

○○委員には入室をお願いいたします。

[○○委員 着席]

○宍戸会長 次に、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、お手元の資料No.3-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました野島秀雄委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○野島委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、3件目、4件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.3-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査をされました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○加々美委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、5件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました岩本敏行委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○岩本委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、6件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました石井朝康委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○石井（朝）委員 （委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

続きまして、7件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-7をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長 この件について調査されました海老澤健委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○海老澤委員 （委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、8件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、お手元の資料No.3-8をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長 この件について調査されました苧部嘉也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○苧部委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、9件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-9をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました大塚信美委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○大塚委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、特定農地貸付法に基づく承認申請についての審議をいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.4をご覧ください。こちら、目黒区が実施する区民農園事業の

案件についての事案となります。この案件につきましては、毎年この時期に農業委員会総会にて審議していただいております。区が区民農園に供する農地を新規、継続も含めてお借りする際に根拠となる法律が特定農地貸付法となります。今回につきましても、継続して借り受ける案件について、2件まとめてご審議をお願いいたします。

それでは、議案書を読ませていただきます。

第3号議案特定農地貸付法に基づく承認申請について。

(事務局より、申請内容について説明、調査内容について報告)

○宍戸会長 この件についてのご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、承認することにいたします。

以上で、特定農地貸付法に基づく承認申請についての審議は終わります。

これをもちまして第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和4年12月総会日程(案)について協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5、令和4年12月の総会日程(案)についてをご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては、11月24日木曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎第5委員会室での開催が決定しております。

また、12月の開催日時につきましては、12月27日火曜日午後3時から、会場は三軒茶屋分庁舎3階会議室での予定となっております。

ご協議の程、よろしくをお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、総会日程案については、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 では、案のとおり決定といたします。

次に、(2)生産緑地の取得のあっせん依頼について協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、本日、当日配付させていただきました資料、資料No.9-1と資料No.9-2をご覧ください。こちらは、先月の農業委員会総会にて、主たる従事者証明願について農業委員の皆様にご審議いただき、証明書を発行した案件でございます。10月31日付で買取申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買取申出はないという結論が出たところで、今回農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 次に、(3)一般社団法人東京都農業会議『農業功労者表彰』候補者の推薦について協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.6をご覧ください。一般社団法人東京都農業会議『農業功労者表彰』候補者の推薦についてです。

農業功労者表彰について説明をさせていただきます。世田谷区農業委員会の支援組織であります東京都農業会議にて定められた制度でございまして、地域の農業が地域の住民に新鮮な食料や潤いのある緑を提供するとともに、防災や教育への関わり等、多面的な役割を果たしている中、地域農業に尽力をされてきた農業者の方に感謝の意を表するため、その功労に対し、感謝状が贈られるものでございます。

平成17年度より実施されている本表彰において、農業功労者感謝状細則に、候補者の推薦は各区市町村から1名となっているため、世田谷区農業委員会においては毎年1名ずつ、JA東京中央千歳管轄、JA世田谷目黒管轄、JA東京中央砧管轄の順にご推薦をいただいております。今年度はJA東京中央砧から、〇〇さんをご推薦いただいております。

なお、表彰につきましては、来年2月16日木曜日に昭島市にて開催される第64回東京都農業委員会・農業者大会記念行事にて感謝状が授与されることとなっております。

推薦内容についてはご確認をいただければと思います。

以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、一般社団法人東京都農業会議『農業功労者表彰』候補者の推薦については、案のとおり推薦することにいたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.7をご覧ください。報告事項の1つ目は、ふれあい農園「みかん狩り」、「家族で楽しむ花の寄せ植えづくり」、それから「大根の引っこ抜き」、「冬野菜の収穫」の開催についてです。周知方法につきましては、11月1日、11月15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内をさせていただきます。詳細についてはこちら、記載内容をご覧ください。

続きまして、当日配付の資料No.8、資料No.8-2をご覧ください。東京産農畜産物等の放射性物質検査の結果の報告でございます。こちらは令和4年9月29日、10月6日、10月27日付の検査結果の報告でございますが、世田谷産の農産物については対象となっております。

続きまして、資料No.は振ってございませんが、農業資材・肥料高騰対策補助金のご案内でございます。生分解性マルチフィルム、生分解性ポット、施設園芸用赤色防虫ネットの導入に対して最大20万円の補助、土壌診断を受けた方に対して、上限を20万円に3分の2の補助がございます。お問合せ、お申込みについては、JA東京中央会となっておりますが、ご所属のJAでも詳細は分かるかと思えます。農業委員の皆様も、情報としてご承知おき下さい。

続きまして、食と農セミナーの開催でございます。こちらのセミナーは、東京の農業者と消費者が共に考え、共に学ぶセミナーで、東京都農業会議が中心となって開催しております。開催日時につきましては、12月10日土曜日、午後2時から4時となっております。参加対象者は都内の農業者（認定農業者、経営者クラブ会員、その家族等）、都内の消費者となっております。お申込期間につきましてはチラシをご参照下さい。

続きまして、第130回世田谷の花展覧会・第50回世田谷区農業祭の開催についてのご案内でございます。こちら、3年ぶりの開催となります。日時等につきましてはチラシをご覧ください。

続きまして、(6)農地管理推進月間を終えてに参ります。9月から10月にかけて、農業委員の皆様に行っていただきました農地パトロールの結果報告をお願いしたいと思います。皆様が農地パトロールでお気づきになられた点や情報共有が必要だと思われる事項がございましたらご報告をいただければと思います。

それでは、議長に進行をお願いいたします。

○宍戸会長 皆さん、農地パトロール、本当にご苦勞様でした。それでは、農地パトロールの感想や農地の状況、気づいた点等を席順に、志村秀典委員から海老澤健委員まで、順番に一言ずつ述べていただきたいと思います。質問等は、全員から報告いただいた後に一括して頂戴いたしますので、よろしくをお願いいたします。

(志村秀典委員から海老澤健委員まで順番に報告)

○宍戸会長 皆さん、農地パトロールの報告をありがとうございました。

この件について、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○菅沼委員 石井(勝)さんのさっきの亡くなった方と名義が変わっているって、事務局、あれはどうなっているのか。

○事務局 該当の地番の方はどなたですか。

○石井(勝)委員 岡本3丁目なんですけれども。

○事務局 今はどなたになっていますか。

○石井(勝)委員 ○○。それともう一つが×になるところ、同じ方なんですけれども、

○○。この方は昨年と名前が変わっているんですけれども。

○事務局 今表ではどなたになりますか。

○石井(勝)委員 奥さんか娘さんか分かりませんが、女性になっている。去年までは男性の名前だったんですけれども。

○事務局 苗字は一緒ですか。

○石井(勝)委員 同じです。

○事務局 そうすると、もしかしたら相続等があつて変更があつたとか、そこは後程確認

してお伝えはさせていただきます。

○石井（勝）委員 はい。あともう一方が砧の方なんですけれども、2年前に亡くなっているんですけれども、それがお父さんの名前になっているので、ここは申請がどうなっているか、私にもよく分からないんですけれども。

○事務局 では、そこについても手続等が出ているか確認して、石井（勝）委員の方にお伝えします。

○事務局 一般的には生産緑地台帳というものがございまして、継承届といたしまして、何か面積なり所有者なり変更があった場合には届出を出していただくんですけれども、その届出が出てこないとそこは変わらないというか、我々も情報を得られないので、間違った情報、違った情報がいつている可能性はございます。

○宮川委員 私のところも書いてあるけれども、亡くなっているのがあります。前回もあつたし、全部書いてあるでしょう。

○事務局 今回、特定の申請で大分正されたと思うんですけれども、反映は来年がほぼ正しいか。

○事務局 そうです。

○事務局 特定生産緑地の申請がございましたので、その際、継承届を頂いています。ですから、来年の名簿はほぼ正確なものが出るんじゃないかなというふうに考えてございます。

○真鍋委員 先程岩本委員が言われた、世田谷に住んでおられない方が持っている農地です。前から農業委員会で度々その担当の方が入れもできないし、どうしたらいいんだという話を聞いているんですが、何かそれに対してこれまで行ってきたことってあるんですか。

○事務局 ×のところは一応私どもで確認はさせていただいています。今年度につきましては、先程会長と職務代理と相談させていただいたんですけれども、一度会長職務代理という目を通して見ていただいて、指導なりする必要があるのであれば、そのようなことをしていくべきではないかということなので、今年度は一歩進んだ対策を取ってみたいと思っております。

○真鍋委員 先程の当該委員のところには毎回それが出ているんですが、これまで何かアプローチをしたこととか、お持ちの土地所有者と会ったとか、これまでの対応の経過は何かありますか。

○事務局 直接ご本人のお宅に伺ってお話は何回かされています。肥培管理と、それと特定生産緑地の案内を兼ねて何回かお伺いをしています。

○事務局 区外の方に。

○事務局 区外の方です。

○大塚委員 それで変化はあるの。

○事務局 本人はかなり認知症がすすんでいて、特定にも移行しないという考えなんです。ですので、買取申出がこの先出てくるんだろうなと思っています。

○高橋会長職務代理者 それにつきましては、会長の頃に一度お邪魔しています。ご本人の家に。一応注意を申し上げています。

○事務局 ○○ですね。

○高橋会長職務代理者 そうです。

○事務局 一応、そこの畑は特定の意向は出していないです。

○大塚委員 生産緑地法で、相当荒れている生産緑地があったという場合は罰則規定というのはいないんですか。誰が見てもこれは生産緑地じゃないという。

○事務局 生産緑地法上で言うと、ごめんなさい、今私明言ができないです。農業委員会として、そこに改善してほしい旨の通知を出しています。それで改善しなければ、税務署に……。

○大塚委員 税務署が出てくる訳ね。

○事務局 はい。固定資産税上は、不耕作の生産緑地はかなり高い重税がかけられることになっています。

○菅沼委員 会長の言ったようにいって、税務署にさせて住宅街ではばっちり取るという方法じゃなくて、農業委員会として見れば、やっぱりきちんとした生産農地にしてほしいというのが基本だから、その辺も含めて、事務局も含めて動いていただきたいと思います。

○事務局 おっしゃるとおりだと思います。いきなり重課税じゃなくて、改善の願いから入るべきだと思いますので、それはそういう手続を踏んでいきたいと考えております。

○宍戸会長 今言われた意見ですけれども、今までずっと農業委員会も、農業者さんに改善してもらおうということを前提に進めて、今までも来ています。これで、極端に言えば税務署からつつかれて増税になったといういきさつも私の方には入っていませんけれども、もしそうなった場合には、農業委員会としてはどうしようもないことなので、まずそれを説明して、現状回復するような形を取ってもらう、あっせんでできれば、私たちがしなくて

はいけないと思っておりますので、もし何かありましたら、ばしっと言っていただく。また、どうしても問題があるといえば、先程職務代理が言ったように、そこへ行って説明することも必要かなと思います。

○大塚委員 世田谷農業委員会は任期が1期3年でしょう。3年の内に1回も懇親的な会合はない訳だ、コロナの関係で。

○宍戸会長 どうしようかという話が出るんですけども、これも皆さんがやろうよという話だったらできないことではないと思うんですね。ただ、やろうと進めて、やっぱり俺はそういうのに参加したくないよという人が、理解をしてもらって、参加したい人だけでやるというのであれば、事務局と日にちを改めまして、今10月ですから、11月でも12月でも予定は立てられると思いますけれども。もしあれでしたら、皆さんで交流を図るための行事を考えて、次回のときに出すような形でもよろしいですけども。

○橋本委員 従来は、コロナ発生の前あたりまではどのような時期に親睦会をやられておるのでしょうか。

○高橋会長職務代理者 前の農業委員会までは、旅行もしましたし、飲み会もありました。新年会もやったんですが、ちょうど皆さんが交代した年からコロナがわっと出まして、できなくなりました。ですから、やっていません。でも、気持ちとしては、やる気持ちはあります。やりたいんですが、まだもう少したないと無理なんじゃないかと思います。

○大塚委員 現状は変わらないと思うけれどもね。ただ、今人が集まる方法が工夫されているんですよ。できないことはない。

○海老澤委員 橋本さん、具体的に言って、12月の終わりぐらいに忘年会1回、1月の終わりぐらいに新年会1回、2月に旅行に行っていました。私がかつてやったときは。

○高橋会長職務代理者 冬に立て続けにやっています。

○橋本委員 そういう時期を外してやるとか、あるいは任期の最終段階でやるとか、その辺の方向が見いだせないのに、どうしたらいいかなという感じもあるんですけども。

○高橋会長職務代理者 このところでまたコロナも少し増えていますので、もう少し考えた方がいいと思うんですよ。これは事務局と相談させて下さい。それで発表させていただきます。

○真鍋委員 6の報告事項だと思うんですが、(3)の農業資材・肥料高騰対策補助金が今日情報いただきまして、大事なことだと思うんですが、この緊急はすごくいいと思うんですが、それぞれに対象農家が違うもんですから、この辺は予算の都合でこうなったのか、も

しお分かりなら教えてほしいですし、できれば対象が同じならば、これもあるしこれもあるよと思ったので、何かお分かりなら教えてもらいたい。

○事務局 ごめんなさい、これはJAの主催の補助金で、私どもあまり詳細な情報はいただいていません。

○真鍋委員 両組合の代表者がいらっしゃるので分かるかなという気がしまして、この質問をしました。

○宍戸会長 中央会の中でも共催とか、全農とかからは、助成をある程度の金額で出されているんですね。それを何かそういうものに使えたらという部分でお話が出ていると思うんですね。今この中央会の話が出ているということは多分そうだと思います。ですから、もしこの農業委員会で、地域のために何かをやるというのであれば、それに対して助成も出る可能性はあるということだと思います。ですから、これは今、世田谷さんと東京中央がありますので、もし何かやりたいというものがあつたら意見的にとか、その内容を聞いていただければいいと思います。

○真鍋委員 申し上げたのは、1つは都内に住所を有し、生産した農産物を販売している方が対象なんです。もう一つは、認定新規農業者がエコ農産物認証生産者かGAP認証者しか対象じゃない訳ですよ。だから、これは一般の農家の方にこの認証認定を受けている方ならいいけれども、これは助成制度あるけれどもどうですか、あなた対象ではありませんでしたというのはちょっと言いづらいなと思って、できるなら両方とも同じ状況にしてもらったらこういうのがありますよと言えるんだけれども、これは予算の関係が何かいろいろあつたんですかという質問をさせてもらいました。今日分からなければまた次回でもお願いします。

○宍戸会長 これは次回、私の方でまとめてお話しします。

今いろいろとご質問いただきました。この件については終了させていただきます。

以上で報告事項は終了いたします。

次第7のその他について、何かございますでしょうか。

○事務局 事務局から皆様にご相談なんです。資料No.5をご覧いただきまして、今後の日程案についてなんですけれども、2月の総会が16日木曜日午後3時から予定をしていますが、この日は昭島市で行われます農業者大会と重なってしまいました。できれば、やはり農業者大会に行く前提で考えたいので、空いている日にちを調べましたら、2月17日の金曜日が何とか組めそうなんですけれども、皆様ご予定はいかがでしょうか。2月

16日が農業者大会で昭島市へ皆さんで参ります。2月17日金曜日午後3時から農業委員会という形で……。

○海老澤委員 すみません、その頃、うちの方の地区の確定申告の相談がこの辺りにあるので、もしかしたらかぶっちゃうかもしれないです。まだ予定が出ていないので分かりませんけれども。そうすると、私はそっちを優先させなければ。

○事務局 皆様はいかがでしょうか。検討いたしまして、また来月、ご相談をさせていただきたいと思います。

2点目です。今、国レベルで農業委員に女性委員を増やすというような取組をやっておりまして、今私ども事務局の方で各JAさんに女性委員の登用を可能かどうかというご相談に行っております。そういった中で、特に砧さんの方は支部長会の方に相談という形で今お話を持っていているんですけれども、各農業委員さんにもそういった動きがあるということを知っておいてほしいということをおっしゃっておりまして、今そういう動きをしているということで情報をお伝えいたします。

もう1点が、平成4年指定の生産緑地、特定に移行しなかった部分が、今日から買取申出の受付をしております。ですので、例えば特定に移行しなかった農業者さんからご相談を受けましたら、買取申出はもう受けているとお答えいただいて構わないです。受けている中で、抵当権のついている土地があったりするんですけれども、抵当権につきましては、抵当権者の同意書というものを頂いております。詳細につきましては、事務局の方へご照会いただければと思います。そんなに特定に移行しなかった生産緑地は多くはないんですけれども、20件ぐらいはあるので、その買取申出受付が始まったということで情報提供させていただきます。

最後にもう1件、本日、令和4年度世田谷区農業委員会活動計画の紙を配らせていただきました。昨年、海老澤委員からSDGs等を入れたい旨のご希望がございましたので、今日はこれをお配りしまして、追加したいことがございましたら関の方までご連絡をいただけますでしょうか。来月にまたその案を反映したものを皆様にご提案をして、12月に決定という形にできたらと思っております。11月15日まで、関の方までご連絡いただければと思います。

農地パトロールのファイルにつきましては、本日回収させていただきますので、よろしくお願いたします。

事務局からは以上でございます。

○宍戸会長 そのほかに何かご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 では、これもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。

本日は大変ありがとうございました。また来月よろしくお願ひ申し上げます。これで閉会します。

この議事録は、令和4年10月31日(月)開催の第27回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男